

第4編 人事(大月都留広域事務組合職員の勤務時間に関する規程)

○大月都留広域事務組合職員の勤務時間に関する規程

(平成19年3月31日訓令第1号)
改正 令和2年6月4日訓令第2号

第1条 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

第2条 休憩時間は、月曜日から金曜日までにおいて午後零時から同1時までの60分とする。ただし、市民の便宜を図るため、職務の性質により所長において必要と認めるときは、交替制により休憩時間を変更することができる。

第3条 特別の勤務に従事する職員で前2条により難しいときは、組合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から施行する。